



NPO法人

食科協ニュースレター 第150号

目 次

【 年頭ご挨拶 】	2
食の安全に関するこれまでの取り組みと今後の課題	
	食科協理事長 関澤純
【 食科協の活動状況 】	3
1. 2015年12月～2016年1月の主な活動(先月報告以降)	
	関澤純
【 行政情報 】	5
1. 平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)の公表	
2. 地理的表示(GI)の登録について	
3. 「食品表示基準について」の一部改正について	
4. 「食品表示基準 Q&A」の一部改正について	
5. 日本食品標準成分表 2015年版(七訂)について	
6. 製造所固有記号及び機能性表示食品の届出に関する説明会の開催	
7. TPP協定の暫定仮訳の公表	
8. 特定保健用食品に関する質疑応答集通知	
9. 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会設置	
	森田邦雄
10. 食品安全委員会提供情報	16
2015年12月10日の第583回から2016年1月24日の第585回までの開催分	
	大神弘明
【 海外食品安全情報 】	23
官報告知 国家残留物質プログラム：ケミカルハザードモニタリング	
	伊藤澄夫

平成 28年 1 月 18 日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【年頭ご挨拶】

食の安全に関するこれまでの取り組みと今後の課題

食科協理事長 関澤 純

昨年を振り返る

新年あけましておめでとうございます。昨年を振り返りますと、4月に新食品表示法の施行、HACCP 導入型基準普及の自治体レベルでの具体化などの動きがあり、これらを背景に食科協では各界を代表する講師をお招きし、講演会や勉強会を開催いたしました。すなわち、2月には(一財)日本科学技術連盟(日科技連)との共催で「食品表示法に基づく食品表示基準に関する講演会」を東京・大阪で計3回開催(延べ参加人数439名)、6月の会員研修会を公開として「国内食品事業者におけるHACCPによる工程管理の普及とその具体的推進について」(参加人数83名)を開催、さらに11月「食品添加物等の最近の話題について～殺菌剤の生鮮食品への使用について～」(参加人数75名)を開催したほか、HACCP 導入型基準設置にかかる条例改正を行った自治体を対象に「ガイドライン改正に伴う自治体の対応調査」を実施、また各講演会ごとに今後の開催テーマについて参加者の要望を聞くアンケートを実施するなど行い、会員の要望と折々の課題を反映させた活動を展開してまいりました。これらはすべて快く講師の大任をお引き受けくださった皆様、会員のご支援また役員のご尽力の賜物と深く感謝いたします。さらに講演会開催を日科技連共催で持てたことで参加者の幅を大きく広げ、また講演会後の意見交換会をできる限り持つことで活発な意見交流を図ることができました。

最近の食品安全を巡る課題

言うまでもなく食品のグローバルな流通は年々顕著になり、殊にわが国はこの数十年食糧供給を大きく輸入に依存させる方向を進めてきました。この社会経済的背景のもと、国際的な食品安全確保と各国間の利害や規制を調和させるため、1963年に国際食品規格(コーデックス)が設立され、グローバルな食品流通推進を容易にする目的を持つ世界貿易機関(WTO)が1995年に発足しました。食品安全確保を科学的な根拠に基づいて進める基礎として、WHOとFAOほかの組織は1950年代よりデータを基礎に安全管理の目安となる指標を提案するとともに、食品安全を科学的に検討する組織的な枠組や手法と原則を着実に構築し、わが国もこれにならった仕組みを確立してきました。より最近では環太平洋経済協力(TPP)協定の基本合意や米国の食品安全強化法(FSMA)の細則の公表と施行があります。これらについては食科協は新年早々に日科技連と共催で東京と大阪で公開講演会を設定し関連分野の専門家による解説をお願いしているところです。

他方、国内的には昨年施行された新食品表示法に関わる実施面での未解決の検討課題があるとともに、健康と食品安全の関連では、機能性表示の解禁や、わが国の食生活と健康事情を必ずしも反映していると言えない一部団体による主張も新たな混乱の可能性の一つとなりつつあります。

今後の方向

このような中でも 2003 年に設立された食品安全委員会が科学的なリスク評価と解説に重要な役割を着実に果たしつつあることは心強く、またリスク管理面では国際的な動向も背景にした HACCP 導入型基準が今後どのように中小事業者を含めて普及され実質化されるかが注目に値することでしょう。

食科協は地道ではありますが組織の名称にふさわしく、行政、事業者、消費者、専門家の多くの皆様や組織と協調し、先達の発足時の意図を無にすることなく、若い方々には牽引車となって頂き、科学的な情報の発信や普及の取り組みをさらに発展させて行きたいと思えます。この一環として昨年に引き続き、本年も関係諸団体との協力関係を推進し、東京だけでなく各地でご活躍の会員や役員のご支援を得て活動の幅を広げてゆくことを期待します。また食科協のユニークな試みと言え、今や中国語や英語でもネット上の利用が広まりつつある食の安全ナビ検定クイズでは新しい動きや最新情報も反映させ充実を図って行く予定です。ご関係の皆様のご叱咤激励のほどをよろしくお願いいたします。

【食科協の活動状況】

1. 2015年12月～2016年1月の主な活動

2015年

12月16日 ニュースレター149号を発行。「食品安全に関する海外情報」に関する講演会案内、活動状況紹介、行政情報では、ヒラメの Kudoa 食品健康影響評価通知、食品表示適正化取組、不当景品類及び不当表示防止法施行規則(案)意見募集、レッドミートと加工肉に関する IARC 発表への食品安全委員会の考え方公表、HACCP 取組み事業者公表開始、食品安全委員会「健康食品」報告書とメッセージ公表、平成 26 年「国民健康・栄養調査」結果、WHO 食品由来疾患実被害推定値発表、食品安全委員会提供情報、海外から FDA の生産農場と輸入食品の食品安全システム強化安全規則公表、食品衛生レビューより広島市の旅館食中毒の顛末、などを掲載。

- 1 2 月 1 8 日 常任理事会兼運営委員会を役員・事務局員の 13 名参加で開催。平成 27 年度一般講演会開催(1 月 25 日:東京会場、29 日:大阪会場)準備、平成 28 年度総会及び会員研修会を 5 月 24 日~6 月 10 日に開催を予定。研修会テーマでは、食の安全について、TPP 関係、食品表示について、原料原産地表示、製造所固有記号制度、機能性食品とその表示、オリンピック関係の食品安全とハラール、ISO その他の国際認証制度などが挙げられ、さらに食品安全ナビ検定クイズ改定等説明があった。
- 1 2 月 1 8 日 食科協かわら版第 36 号を発行。食科協公開講演会開催予定。厚生労働省関係では「食品中の放射性物質に対する取組について~子どもの食事への不安を考える~」開催、<こども向け>食品安全サイトに「食の安全ナビ検定クイズ」のリンク紹介、食品安全委員会関係では、「red meat」加工肉関連 IARC 発表への食品安全委員会の考え方、「健康食品」に関する情報の報告書、食品安全モニター募集ほか、消費者庁関連では機能性表示食品届出情報、その他、生協連安全政策推進部の「食品の Q&A: 食品表示基準に係わる疑義照会公開などを紹介
- 1 2 月 2 4 日 食科協かわら版第 37 号を発行。ニュースレター149 号 12 月 16 日発行。厚生労働省関係では「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」平成 27 年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)の公表、食品安全委員会関係では、Food Safety, Official Journal of Food Safety Commission Japan 発行、消費者庁関連でパンフレット「地域の特産食品を製造・加工・販売される事業者の方へ」発行など掲載
- 1 2 月 2 4 日 食のナビ検定クイズに「市民編 HACCP とは」「食品事業者編・新食品表示を理解する」を追加公表。

2016 年

- 1 月 1 2 日 食科協かわら版第 38 号を発行予定。
- 1 月 1 9 日 常任理事会兼運営委員会を開催予定。
- 1 月 2 5 日 食品安全に関する海外情報に関する講演会(東京)を(一財)日科技連と共催で同連盟の東高円寺ビル地下 1 階講堂で開催予定。基調講演「輸入食品の安全確保対策について」厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長三木朗氏、講演 I 「FSMA 法規則案の現況(その後)について」寺原事務所寺原正紘氏、講演 II 「ISO22000 と FSSC22000 の認証取得状況について」日科技連 ISO 登録審査センター食品安全審

査室長白戸聡氏、講演Ⅲ「GFSIの現状について」イオン(株)品質管理部長岸克樹氏に依頼済み。

- 1 月29日 食品安全に関する海外情報に関する講演会(大阪)を(一財)中央電気倶楽部ビル5階ホールで開催予定。内容は東京会場に同じ。

(関澤 純)

【行政情報】

1. 平成27年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)の公表

12月18日 厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室は平成27年度輸入食品監視指導計画に基づく、平成27年4月から9月までの監視結果(中間報告)を取りまとめ公表した。その主な内容は次のとおり。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

届出件数は1,134,155件【1,138,913件】であり、届出重量は11,416千トン【11,952千トン】であった。これに対し、101,922件(検査命令31,764件、モニタリング検査28,539件、自主検査47,067件)【99,165件(検査命令28,153件、モニタリング検査27,719件、自主検査47,739件)】について検査を実施し、このうち431件【430件】を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の312件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の105件、添加物等の販売等の制限に係る法第10条違反の26件、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の17件となっている。

平成27年度のモニタリング検査実施状況をみると、延べ95,090件の計画に対し、延べ57,455件(実施率:約60%)を実施し、このうち延べ93件を法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した。

平成27年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び29カ国・1地域の75品目を検査命令の対象としており、実績をみると、延べ47,760件の検査命令を実施し、このうち延べ116件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/heisei27_cyukanhoukokube.pdf

2 地理的表示(GI)の登録について

12月22日、農林水産省は、平成27年6月1日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づき、7製品の地理的表示(GI: Geographical Indication)を登録したことを公表した。この法律の目的は第1条に次の通り規定している。

第一条この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とする。

具体的に、地理的表示(GI)保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するもので、農林水産省は、法定された手続(学識経験者からの意見聴取等)を経て、地理的表示法に基づき生産地や品質等の基準とともに次の7製品の地理的表示を登録したものである

地理的表示法に基づき登録された特定農林水産物等

登録

番号	名称	登録生産者団体	特定農林水産物等の生産地
1	あおもりカシス	あおもりカシスの会	東青地域(青森県青森市、青森県東津軽郡平内町、青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ浜町)
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	兵庫県内
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	兵庫県内
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合	北海道夕張市
5	八女伝統本玉露	八女伝統本玉露推進協議会	福岡県内
6	江戸崎かぼちゃ	稲敷農業協同組合	茨城県稲敷市及び牛久市桂町
7	鹿児島島の壺造り黒酢	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会	鹿児島県霧島市福山町及び隼人町

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/151222.html>

3 「食品表示基準について」の一部改正について

12月24日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛に食品表示基準について（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）の一部を改正する通知を出した。

主なものは、平成28年4月1日より施行される食品表示基準に基づく製造所固有記号制度に係るもの及び食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第7条の表「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の項の3の二に、低減された旨の表示について「ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合あっては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合」を表示する特例を設けており、今般、「みそ」及び「しょうゆ」については、当該規定に該当する食品としたものである。その主な改正点は次のとおり。

(1) 食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地に係る製造所固有記号が認められる、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合について、その考え方が次のように示されている

ア 同一製品について

「同一製品」とは、同一の規格で同一の包材を使用した製品をいう。

(ア) 「同一の規格」とは、原則として、その製品の原材料や添加物の配合、内容量等、通常包材に表示される内容が同一であることをいう。

(イ) 「同一の包材」とは、包材のうち、いわゆるデザイン部分が同一であることはもちろんのこと、いわゆる表示部分（法定されている表示のみならず、法定されていない表示も指す。）についても同一であることをいう。

ただし、製造所固有記号や消費期限・賞味期限、ロット番号その他製造所において包材に印字することを前提とする表示部分については、包材の同一性に影響を与えない。

イ 同一製品を二以上の製造所で製造している場合について

(ア) 「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」とは、製造所固有記号の届出時に、次の2つの要件を満たすものとする。

(a) 2以上の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること。

(b) 製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること。

(イ) ただし、次に掲げる場合に該当するときには、(ア)の要件を満たさなくとも、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」と取り扱うこととする。

(a) 届出時に一つの製造所で製造している場合であって、オ(エ)の有効期間内に、同一製品につき製造を行うことが計画されている製造所について、製造計画書を添付して届け出るとき。

なお、(a)については、将来的に一つの製造所で製造することが確実となった場合は、製造所固有記号の使用を中止し、当該記号の廃止の届出をしなければならないこととする。当該記号の廃止後、計画に変更が生じ、2以上の製造所で製造することになり、製造所固有記号を使用する場合には、再度、新規の届出を行う必要がある。この場合、廃止した製造所固有記号を使用することはできない。

ウ 表示の方法について

(ア) 製造所の所在地(乳にあつては、乳処理場(特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場)の所在地)の代わりに製造者(乳にあつては、乳処理業者(特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者))の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって表示する場合にあつては、製造所固有記号は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、「+」を冠して表示することを原則とする。

オ 届出の方法について

(ア) 製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベースにおいて、表示内容に責任を有する製造者(乳にあつては乳処理業者(特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者))又は販売者(乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。)(以下「届出者」という。)が行うものとする。

通知

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_tuchi-bun.pdf

別紙

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_tuchi-shinkyu.pdf

4 「食品表示基準Q&A」の一部改正について

12月24日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県食品表示担当部(局)長宛に食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に基づく製造所固有記号制度について、平成28年4月1日から施行されることに伴い、「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知)の一部を改正し、また、食品表示法(平成25年法律第70号)施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準に係る本Q&Aにおいて明確化すべきと判断した点等について、改正したものを通知した。なお、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度に係る本通知の運用については、平成28年4月1日より開始するとしている。Q&Aの目次は次のとおり。

I 制度

(固有記号-1)製造所固有記号制度とは何ですか。

(固有記号-2)平成28年4月1日に施行される食品表示基準に基づく製造所固有記号の制度とこれまでの制度との違いを教えてください。

(固有記号-3)アイスクリーム、牛乳、チーズ等に販売者の住所及び氏名又は名称と製造所固有記号をもって表示することはできますか。

II 同一製品

(固有記号-4)以下の製品Aと製品Bは、「同一製品」に該当しますか。

- ① 「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、季節限定パッケージに入れられた製品B」
- ② 「通常販売している製品A」と「原材料及び添加物の配合等規格は製品Aと同一であるが、内容量が異なり、包材の大きさも異なる製品B」
- ③ 「通常販売している商品A」現行の包材の上にキャンペーン等のシールを貼る場合又は販促品(おまけ)を取り付ける場合

(固有記号-5)外見

から内容量が分かるものは内容量の表示を省略できる場合がありますが、例えば、表示のない個包装の加工食品を3つ束ねて表示しているものと5つ束ねて表示しているものは、「同一製品」に該当しますか。

(固有記号-6)同一規格について、例外となるケースはありますか。

III 原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合

(固有記号-7)「原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に製造所固有記号を使用することができるとなっていますが、「例外」について具体的に教えてください。

(固有記号-8)同一敷地内で建屋が異なる2つの自社工場A、Bで同一製品を製造している場合であって、住所が同じとき又は異なるときは、いずれも「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」の要件に該当しますか。

(固有記号-9)自社工場AとBがあり、それぞれにおいて、同一製品を製造しています。自社工場Aの所在地が本社と同じ場合には、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

(固有記号-10)同一製品を自社工場Aと他社工場B(製造委託)で製造している場合は、「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。また、該当する場合、届出や表示はどのように行えばよいですか。

(固有記号-11)以下の場合、
「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に該当しますか。

- ① 中間加工原料を製造する工場と、その後、それを用いて最終製品を製造する工場の2工場
で製造する場合
- ② 繁忙期(例えば、年末の1~2か月間)だけ、2以上の工場
で製造する場合
- ③ 新商品について、売行きがよい場合には、2以上の工場
で製造する予定がある場合
- ④ 届出時には2以上の工場
で製造しているが、届出の有効期間内に製造を縮小し、
いずれ1工場
で製造する予定がある場合

IV 応答義務

(固有記号-12) 製造所の所在地等が製造所固有記号で表示されている場合、消費者は、どのようにして製造所の所在地等を把握すればよいですか。

(固有記号-13) 製造所固有記号で表示される製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者は誰になるのですか。

(固有記号-14) 製造所固有記号で表示される製造所の所在地や製造者の氏名若しくは名称について、消費者から情報の提供を求められたときには、何をどこまで回答したらよいのですか。

(固有記号-15) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトとして、消費者庁のデータベースへのリンクを張ることはできますか。

(固有記号-16) 表示されたアドレスのウェブページに製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称そのものを掲載する必要がありますか。

(固有記号-17) 食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

- ① 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）
- ③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

(固有記号-18) 固有記号-17の質問中の①及び②に関する事項名は、それぞれ、「お客様ダイヤル」、「当社ウェブサイトアドレス」に限定されるのでしょうか。

(固有記号-19) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトにアクセスできる二次元コードを表示する場合には、どのように表示したらいいですか。

V 届出の方法等

(固有記号-20) 平成28年4月1日から運用が開始される予定の新しいデータベースへの入力方法等の具体的な手続はどのようになりますか。

(固有記号-21) 食品表示基準に基づく製造所固有記号を表示する場合には、改めて届出を行う必要がありますが、その際、廃止された食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の規準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号。以下単に「旧制度」という。)に基づき取得している製造所固有記号と同じ記号を届け出ることできますか。

(固有記号-22) 製造所固有記号は、新しいデータベースに届出(登録)した日から使用

することができますか。

(固有記号-23) 製造所固有記号は5年ごとに更新の届出を必要としていますが、起算日はどの時点になりますか。また、更新の届出は5年の期間が満了する日の何日前からできますか。

(固有記号-24) 有効期間内に製造所に係る届出情報を変更した場合の更新期限は、当該変更の届出を行った日から起算して5年になりますか。

(固有記号-25) 製造所固有記号の廃止の届出を行ったのですが、同じ製造所で、再度、同一製品を製造することになりました。この場合、廃止した製造所固有記号と同じ記号で再度届け出ることはできますか。

(固有記号-26) 新たな製造所固有記号の届出について、

- ① 届出先
- ② 届出に必要な書類
- ③ 届出の方法
- ④ 届出が受理されたことをどのようにして知ることができるか
- ⑤ 届出を行った記号についてデータベースに掲載されていることを確認する際にはどうすればよいか

⑥ 届出に不備があった場合どうすればよいか

等届出に係る手続について教えてください。

(固有記号-27) 製造所に係る届出情報を変更する場合や製造所固有記号の使用を中止した場合の手続を教えてください。

(固有記号-28) 製造所に係る届出情報に変更が生じた場合や製造所固有記号の使用を中止する場合は、速やかに届出を行うこととされていますが、変更や中止した日から何日以内に届け出る必要がありますか。

(固有記号-29) 製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難になる場合は、製造所に係る届出情報の変更が認められないとありますが、具体的にどのような場合ですか。

(固有記号-30) 当社の名称は、英語(ローマ字)表記で法人登記を行っていますが、製造所固有記号の届出に必要な製造者の名称も法人登記している英語(ローマ字)表記の名称で問題ないですか。

(固有記号-31) 製造所固有記号制度の基本情報について、食品関連事業者の名称や住所(所在地)はどのように届け出ればよいでしょうか。

(固有記号-32) 食品関連事業者の住所(所在地)について、新しい製造所固有記号では法人の場合、本社の住所(所在地)を届け出ることになっていますが、包材に表示する食品関連事業者(表示責任者)が営業所の場合、住所は、どのように届け出ればよいでしょうか。

(固有記号-33) 製造所固有記号は、屋号のみで届け出ることはできますか。

(固有記号-34) 食品を製造している工場を有する食品関連事業者と最終的に衛生状態を変化させる小分け包装を行う工場を有する食品関連事業者とが異なる場合、小分け包装後の食品に係る製造所固有記号の届出に当たり、どちらの食品関連事業者を届け出ることになりますか。

(固有記号-35) 製造所固有記号は誰が決めるのですか。

(固有記号-36) 製造所固有記号には文字の種類や文字数に制限がありますか。

(固有記号-37) 製造所固有記号に冠する「+」は、製造所固有記号の一部に当たりますか。

(固有記号-38) 1社の販売者から複数の食品の委託を受けている製造者が、同一製品を複数の製造所で製造している場合、食品ごとに製造所固有記号を変えることはできますか。

(固有記号-39) 1社の販売者から複数の製造所に同一製品の製造を委託する場合、それぞれの製造所に対し、同一の製造所固有記号を使用することは認められますか。

(固有記号-40) 同一の事業者が、表示責任者として製造者及び販売者の双方の立場になることがあります。例えば、A社が同一製品を自らの製造所Bと他者の製造所Cで製造する場合、製造所Bと製造所Cの製造所固有記号をいずれも「X」として届け出ることができますか。

(固有記号-41) 製造所固有記号の届出に関し、変更や廃止のための届出制度はありますか。

(固有記号-42) 製造所固有記号制度届出データベースによる届出以外の方法による届出は可能ですか。

(固有記号-43) 電話で受付状況の問合せができますか。

(固有記号-44) 製造所固有記号の各種届出に、手数料は掛かりますか。

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

VI 表示の方式等

(固有記号-46) 製造所固有記号に冠する「+」は、包材にあらかじめ印刷しておく必要がありますか、それとも製造所固有記号の印字と同時に印字してもよいのでしょうか。

(固有記号-47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしていますが、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。

(固有記号-48) 「食品表示基準について」では、同一製品を、製造者が自らの製造所で製造するとともに、他者の製造所に委託して製造する場合には、食品表示基準別記様式1の「製造者」及び「販売者」の事項名を表示をしなくとも差し支えないとしていますが、なぜでしょうか。

VII 業務用食品

(固有記号-49)業務用食品も同一製品を 2 以上の製造所で製造していなければ、製造所固有記号を使用できないのですか。

(固有記号-50)業務用食品に製造所固有記号を使用する場合、「+」を冠して表示しなければならないのでしょうか。

VIII 経過措置期間の扱い

(固有記号-51)新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中(平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

(固有記号-52)新しい製造所固有記号制度は、平成 28 年 4 月 1 日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていますか。

(固有記号-53)旧制度に基づく製造所固有記号の届出については、平成 28 年 3 月 31 日までとされていますが、下記のような場合には、旧制度下において届け出た内容と異なるため、旧制度に基づく製造所固有記号による表示はできなくなるのでしょうか。

- ① 市町村合併により住所変更が生じた場合
- ② 有限会社(特例有限会社)から株式会社に変更した場合
- ③ 個人事業主が法人化した場合

(固有記号-54)賞味期限が 3 年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成 29 年 6 月に製造すると、賞味期限は平成 32 年 5 月になります。賞味期限の平成 32 年 5 月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成 29 年 5 月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

通知 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-tuchi-bun.pdf

Q&A http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-shinkyu.pdf

5 日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)について

12 月 25 日、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会は、日本食品標準成分表を 5 年ぶりに改訂し公表した。今般の改訂は、15 年ぶりとなる収載食品の拡充や、新たに炭水化物成分表を作成するなど、大幅なものとなった。

http://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/1365295.htm

6 製造所固有記号及び機能性表示食品の届出に関する説明会の開催

1 月 5 日、消費者庁は昨年 12 月 24 日に発出した、製造所固有記号等に関連する通知・Q&A に関し、新たな製造所固有記号制度の概要及び機能性表示食品の届出の方法について下記のとおり全国 9 か所で説明会を開催することを公表した。

参加を希望する方は所定の要領に基づき申し込みする必要がある

1. 日時及び開催場所

①【東京会場】

日時：1月27日(水) <第1回>10:30~13:00(受付10:00~)

<第2回>14:00~16:30(受付13:30~)

②【福岡会場】

日時：1月29日(金) 14:00~16:30(受付13:30~)

③【宮城会場】

日時：2月1日(月) 14:00~16:30(受付13:30~)

④【北海道会場】、

日時：2月3日(水) 13:00~15:30(受付12:30~)

⑤【沖縄会場】

日時：2月4日(木) 14:00~16:30(受付13:30~)

⑥【岡山会場】

日時：2月5日(金) 14:00~16:30(受付13:30~)

⑦【愛知会場】

日時：2月8日(月) 14:00~16:30(受付13:30~)

⑧【石川会場】

日時：2月9日(火) 14:00~16:30(受付13:30~)

⑨【大阪会場】

日時：2月15日(月) <第1回>10:00~12:30(受付9:30~)

<第2回>13:30~16:00(受付13:00~)

2. 申込方法

平成28年1月14日(木)12:00までに登録フォームから申し込む。

申込者数が会場の収容人数を超えた場合は、抽選により参加者を決定する。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/160105_prerelease.pdf

7 TPP協定の暫定仮訳の公表

1月7日)内閣官房TPP政府対策本部はTPP協定の暫定仮訳を公表した。

TPP協定については、未だTPP交渉参加12か国間で協定条文の法的精査の作業が行われているが(平成28年1月7日現在)、同協定に対する御理解を一層深めていただくため、本体規定(附属書を除きます。)について法的精査中の条文案に基づいて作成した「暫定仮訳」を公表したとしている。

その第7章で食品衛生、動物検疫及び植物検疫に係わる「衛生植物防疫措置」が規定されとおり、第7・4一般協定で次のように規定されている。

- 1 締約国は、衛生植物防疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。
- 2 この協定のいかなる規定も衛生植物防疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/zanteikariyaku/160107_zanteikariyaku07.pdf

全文

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_zanteikariyaku.html

8 特定保健用食品に関する質疑応答集通知

1月8日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記質疑応答集を通知した。これに伴い「健康食品」に係る制度に関する質疑応答について(平成17年2月28日付け食安新発第0228001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)は廃止された。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1523.pdf>

質疑応答集

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1522.pdf>

9 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会設置

1月19日、消費者庁及び農林水産省は標記検討会を設置したことを公表した。加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とされており、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされている。

また、「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされている。

以上を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、今後の対応方策について幅広く検討するとし、その第一回会議は1月29日開催される。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/kakousyokuhin_kentoukai.pdf

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/160129_kentoukai.pdf

(森田 邦雄)

10 [食品安全委員会提供情報](#)

本稿は、食品安全委員会(以下「委員会」という)で毎週開催されている会合の主な検討事項や報告事項で関心を持ってもらいたい情報等を整理しました。会員向け情報としてお役に立てば幸いです。

本稿では、主な検討事項や報告事項の内容を抜粋又は要約し、掲載しております。提供情報で()内の数字は、委員会会合における議題、配布資料の番号をそのまま掲載しております。

今回の提供情報は、委員会がホームページで平成27年12月1日(第586回)から12月22日(第589回)までに4回開催された会合の公表資料をもとに作成しております。

なお、検討事項の議事概要は、大部分を抜粋し掲載しております。その詳細は、委員会のホームページで確認してください。

(注：食品安全基本法は「食安法」、食品衛生法は「食衛法」、厚生労働省は「厚労省」と略す)

【会議の概略】

10-1. 第586回 食品安全委員会会合(2015(平成27)年12月1日)

(議題の(1)～(3)は議事概要、(4)は略)

◇主な議事事項及びその審議結果等の内容概略：

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 3品目 → 厚労省説明

[1] PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ

[2] GLU-No.8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

[3] HIS-No.2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩

●審議結果： 本件は、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議する

(2) プリオン専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

・ 「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」

→ 担当委員、事務局説明

●審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映をプリオン専門調査会に依頼する

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見・食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテーム」 → 事務局説明

●審議結果： 「DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテームについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚労省）に通知する

▲[添付資料ファイル：全資料を省略]

10-2. 第 587 回 食品安全委員会会合(2015(平成 27)年 12 月 8 日)

(議題の(1)～(7)は議事概要、(8)は略)

◇主な議事事項及びその審議結果等の内容概略：

(1) 農薬専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「チフルザミド」、・「ホセチル」、・「レピメクチン」 →担当委員、事務局説明。

●審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を農薬専門調査会に依頼する

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果の報告について

・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」 →担当委員説明

●審議結果： 本件は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められ、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、リスク管理機関（農林水産省）に通知する

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「THR-No. 2 株を利用して生産された L-トレオニン」 →担当委員、事務局説明

●審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼する

(4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見・食品健康影響評価について

・添加物「Aspergillus oryzae NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」
→事務局から説明。

●審議結果： 「Aspergillus oryzae NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼについては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚労省)に通知する

- ・プリオン「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓」
→事務局説明
 - 審議結果：「月齢制限と SRM の範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知する
- (5)いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループにおける審議結果の報告について
→担当委員、事務局説明
 - 審議結果： 報告書及びメッセージについて、一部修正の上、決定された。また、1枚にまとめた「委員長・座長から国民の皆様へ」も、一部修正の上、併せて公表する
- (6)平成 28 年度食品安全モニターの募集について →事務局説明
 - 審議結果： 平成 28 年度の食品安全モニターの募集手続きを開始する
- (7)食品安全関係情報(10月30日～11月19日収集分)について →事務局報告
 - 審議結果： ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）が 11 月 2 日に公表した、農業分野における抗生物質の使用が減少傾向にある旨の情報等の概要について報告
- ▲[添付資料ファイル：資料 7-2 以外の資料は省略]
資料 7-2 [食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](H27. 12. 8)
○微生物・プリオン・自然毒---細菌
(ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、農業分野における抗生物質の使用が減少傾向にある旨を公表、
欧州疾病予防管理センター(ECDC) は欧州における薬剤耐性及び抗菌性物質の消費に関する 2014 年調査データを公表)
- 1. ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、国際シンポジウムで農業分野における抗生物質の使用が減少傾向にある旨を公表(2015 年 11 月 2 日付け BfR 情報提供 No. 32/2015) (以下、抜粋又は一部要約)
 - (1)BfR Hensel 長官は 11 月 2 日の「フードチェーンにおける薬剤耐性」国際シンポジウムにおいて、「我々の研究からフードチェーンにおける薬剤耐性菌はもはや増加傾向にはないという好ましい知見が得られ、ここ数年はマイナス傾向になった。
 - ・食品中の薬剤耐性菌数が減少した理由の一つに、農業分野で抗菌性物質の使用が減少している
 - ・今後もこの好ましい傾向を維持し、更なる対策が重要である」と述べた。
 - (2)ドイツにおける動物用医薬品の使用量は、調査が始まった 2011 年の 1,706 トンから、2014 年の 1,238 トンに減少した。(以下要約)

- ・肥育豚への抗生物質の治療期間は、2011 年の半期では 1 農場当たり約 5 日であった、2014 年の半期では 1 農場当たり約 1 日となった。
- (3) 大腸菌におけるセファロスポリン耐性率は何年も増加傾向にあったが、BfR が 2014 年に行った「全国薬剤耐性モニタリング」では、増加がみられなかった。
- (4) ・ブロイラー肉チェーンの第三世代セファロスポリン等に耐性がある、基質特異性拡張型 β ラクターマーゼ (ESBL) / AmpC 産生菌の分離株の割合は、2013 年の 6.7% から 2014 年は 3.7% に、
 - ・七面鳥肉チェーンでは 3.2% から 2.6% に、それぞれ低下した
 - ・カルバペネム耐性分離株は一株も検出されなかった
- (5) フルオロキノロン耐性率は、数年来高止まりしている。
 - ・ブロイラー肉チェーンの薬剤耐性率は、2013 年の 48.8% から 2014 年の 46.3% に低下した
 - ・七面鳥肉チェーンでは 2012 年の 37.4% から、2014 年の 40.6% に増加し、一定の傾向はなかった。
- (6) ヒトと動物での薬剤耐性に関連する研究で、ブロイラーでは、親鶏からの伝播が SBL/AmpC 産生菌に感染する重要な経路であることが示された。
最新の研究では、生産群に入る ESBL/AmpC 陰性の初生びなが増えたことから、親鶏経由の感染の度合いが低くなっていることが示唆された。(以下、(7)、(8)は略)

2. 「欧州疾病予防管理センター (ECDC) は欧州における薬剤耐性及び抗菌性物質の消費に関する 2014 年調査データを公表」の概要 (Eurosurveillance (Volume 20, Issue 46, 19 November 2015))

- (1) 11 月 18 日の第 8 回欧州抗生物質適正使用啓発の日に関連して、ECDC は欧州薬剤耐性サーベイランスネットワーク (EARS-Net) の年間報告書を公表した。
報告書には欧州連合 (EU) / 欧州経済領域 (EEA) 29 か国の 2011~2014 年のデータの傾向分析が掲載されている。
- (2) 薬剤耐性に関するデータでは、フルオロキノロン、第三世代セファロスポリン、アミノグリコシド、及びこれら三つの抗生物質系統全ての組合せに耐性である肺炎桿菌 (*Klebsiella pneumoniae*) 分離株の割合が、過去 4 年間に EU/EEA レベルで著しく増加していた。
顕著な増加は *K. pneumoniae* におけるカルバペネム耐性でも観察された。(以下、(3)、(4)は略)

10-3. 第 588 回 食品安全委員会会合 (2015 (平成 27) 年 12 月 15 日)

(議題の (1)、(2) は議事概要、(3) は略)

◇ 主な議事事項及びその審議結果等の内容概略:

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・添加物 1品目： 過酢酸製剤 →厚労省、担当委員説明
 - 審議結果： 「過酢酸製剤」は、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂する
- (2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年11月分）について
→事務局報告

▲[添付資料ファイル：全資料省略]

4. 第589回 食品安全委員会会合(2015(平成27)年12月22日)

(議題の(1)～(6)は議事概要、(7)は略)

◇主な議事事項及びその審議結果等の内容概略：

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について →厚労省説明
- ・プリオン 1案件： 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しについて →厚労省説明
 - 審議結果：牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し(本件)は、プリオン専門調査会で審議する
- (2) 添加物専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「過酸化水素」 →担当委員、事務局説明
 - 審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続 に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を添加物専門調査会に依頼する
- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統」 →担当委員、事務局説明
 - 審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続 に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼する
- (4) 新開発食品専門調査会における審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「レア スウィート」 →担当委員、事務局説明
 - 審議結果： 取りまとめられた評価書(案)は、意見・情報の募集手続 に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を新開発食品専門調査会に依頼する
- (5) 食安法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素)」に係る食品健康影響評価について

→担当委員、事務局説明

- 審議結果： 本件は、意見・情報の募集は行わない。以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とする

- ・添加物「亜塩素酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について： →事務局説明

- 審議結果： 「亜塩素酸イオン」は、一日摂取許容量(ADI)を0.029mg/kg 体重/日とする」「塩素酸イオン」は、添加物「亜塩素酸ナトリウム」が「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がない」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚労省)に通知する

- ・農薬： ・「イミシアホス」、 ・「サフルフェナシル」、 ・「シフルメトフェン」、 ・「チフェンスルフロンメチル」、 ・「フルエンスルホン」、 ・「プロチオコナゾール」、
- ・「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価について →事務局説明

- 審議結果：

- ・「イミシアホスの一日摂取許容量(ADI)を0.0005 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.01 mg/kg 体重と設定する」
- ・「サフルフェナシルの一日摂取許容量(ADI)を0.009 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.05 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)は設定する必要がない」
- ・「シフルメトフェンの一日摂取許容量(ADI)を0.092 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がない」
- ・「チフェンスルフロンメチルの一日摂取許容量(ADI)を0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量 ARfD を2 mg/kg 体重と設定する」
- ・「フルエンスルホンの一日摂取許容量(ADI)を0.014mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.33 mg/kg 体重と設定する」
- ・「プロチオコナゾールの一日摂取許容量(ADI)を0.011mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.02mg/kg 体重、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を1mg/kg 体重と設定する」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚労省)に通知する
- ・農薬及び動物用医薬品「アバメクチン」に係る食品健康影響評価について
→事務局

- 審議結果： 「アバメクチンの一日摂取許容量 ADI を0.0006 mg/kg 体重/日 急性参照用量(ARfD)を0.005 mg/kg 体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚労省)に通知する

(6) 食品安全関係情報(11月20日～12月4日収集分)について →事務局報告

●報告： 世界保健機関(WHO)が12月3日に公表した、報告書「食品由来の疾病の世界的負荷推定」等の概要について報告

▲[添付資料ファイル：資料6-1以外の資料は省略]

資料6-1 [食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報](H27.12.22)

○その他---その他

(世界保健機関(WHO)報告書「食品由来の疾病の世界的負荷推定」を公表、オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM)オランダにおける食中毒における疾病負荷の推定等について報告)(省略)、
・公表日：2015年12月3日、
・情報源：世界保健機関(WHO)、オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM) (以下、抜粋又は一部要約)

1 世界保健機関(WHO)は12月3日、報告書「食品由来の疾病の世界的負荷推定」を公表
食品由来の疾病による死亡件数のほぼ30%は5歳未満の幼児だが、この年齢層は世界人口の僅か9%にすぎない。

これは汚染食品が健康福祉に与える影響を包括的に調査した同報告書中の知見の一つである。報告書は31の病因物質(細菌・ウイルス・寄生虫・毒素・化学物質)に起因する食品由来の疾病の負荷を推定した。

・それによれば毎年6億人(世界人口のほぼ10人に1人)が汚染食品の被害を被っている。

このうち42万人が死亡し、5歳未満が12万5,000人を占める。

これまで食品由来疾病の推定は曖昧・不正確で、汚染食品によるコスト全体が見えにくかった。本報告書により「世界のどの地域で、どの食品に由来する病因物質が最大の問題を引き起こしているか」が分かり、国民・政府・食品業界は、しかるべき対応策を取ることができる。(中略)

・世界的負荷の半数以上は下痢性疾患であり、毎年5億5,000万人が発病し、23万人が死亡している。特に子供のリスクが高く、発病が2億2,000万人、死亡が9万6,000人になっている。

・ノロウイルス、カンピロバクター、非チフス性サルモネラ属菌及び病原性大腸菌に汚染された生や加熱不十分の肉・卵・生鮮農産物・乳製品で発病することが多い。

・他の主要負荷原因として腸チフス、A型肝炎、有鉤(ゆうこう)条虫(サナダムシ)、アフラトキシン等がある。

・食品由来の疾病は低・中所得層諸国で深刻で、主な原因として不衛生な水、食品生産・貯蔵時の不衛生状態、識字率・教育水準の低さ、食品衛生関係法制度の不

備等が背景にある。食品由来の疾病は吐き気、嘔吐、下痢等のいわゆる食中毒という短期的症状が出るが、がん、腎臓又は肝臓不全、脳神経障害といった比較的長期の原因ともなる。(以下略)

(※本報告概要の詳細情報及び他の情報は、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) で 内容をご確認ください)

(大神 弘明)

【海外食品安全情報】

官報告知 国家残留物質プログラム：ケミカルハザードモニタリング

Federal Register / Vol. 80, No. 249 / Tuesday, December 29, 2015 /

National Residue Program: Monitoring Chemical Hazards

<http://www.fsis.usda.gov/wps/wcm/connect/a76786be-2bcd-4416-8631-3963152cfa0a/2015-0002.htm?MOD=AJPERES>

米国農務省食品安全検査局 (FSIS: Food Safety and Inspection Service)は、2015年12月29日、官報告知で、収集した家畜や家禽の試料の試験で許容量や基準値が設定されていない化学物質が検出された時の国家残留物質プログラムのアプローチを明確に示した。

このアプローチは許容量が設定された農薬や動物用医薬品ではない潜在的に有害な化学物質にも適用される。

当局はこのアプローチを連邦食肉検査法 (FMIA : the Federal Meat Inspection Act) に従うようにする最終的な規則が完全に実行された時、化学的試験の目的とされる卵製品や魚製品にも適用するつもりです。連邦最終規則で魚製品にも適用するつもりである。最終規則は完全に実行される。

食品安全検査局はこの文書で論じられるアプローチについて、どのように肉及び家禽製品での環境汚染物質及び他のケミカルハザードの管理をさらに改善することができるか意見を募集する。

意見の募集は2016年2月29日まで意見を受け付ける。

【参考】

USDA's Food Safety and Inspection Service Announces Standardized Approach to Residues without Established Public Health Tolerances

Dec. 23, 2015

<http://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/newsroom/news-releases-statements-transcripts/news-release-archives-by-year/archive/2015/nr-122315-01>

(伊藤 澄夫)

以上